

議案第59号

つくば市土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市土壌汚染対策法関係手数料条例（平成21年つくば市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき120,000円
--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土壌汚染対策法の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市土壤汚染対策法関係手数料条例（平成21年つくば市条例第33号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)
法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき120,000円		